

安芸太田町原油価格等高騰対策事業補助金

コロナ禍に加え、燃油費や電気料金の高騰により経費負担が増大する中、事業継続に取り組む町内中小企業者等を支援するため、標記補助金として、電気料金や燃料代の一部を補助します。

1 交付対象者

(1) 事業体要件

- ・町内に店舗、事務所又は工場等を有する中小企業者等（旅客運送事業者を除き、収益事業を行う法人団体、または営利活動を行う組合等を含む。）であること。

※交付対象者に係る詳細は、要綱の別表（第3条関係）をご確認ください。

(2) 補助対象経費の下限額

- ・補助対象経費が9万円以上であること。

(3) 事業継続要件

- ・令和7年3月末までに廃業を予定していないこと。

(4) 町税課税・完納要件

- ・安芸太田町税が課税され、その滞納がないこと。

2 補助金の内容

(1) 補助金交付額

1事業者あたり50万円を上限として補助金を交付します。

【補助金交付額】 = (電気料金 × 25 / 125 + 燃料代 × 20 / 120) - 千円未満の額

(2) 補助対象経費・補助率・補助対象期間

補助対象期間（令和4年10月1日～令和5年3月31日）の町内店舗等の事業用経費

① 電気料金：25 / 125

② 燃料代（ガソリン、軽油、灯油、混合油、プロパンガスや重油等の燃油）20 / 120

(3) 補助対象経費としない経費

① 補助対象期間外に使用した電気料金又は購入した燃料代 ※期間外分は日割除外

② 町内店舗等の事業用経費に該当しない経費 ※町外店舗等分や家事関連費分など

③ 他の補助金等を充てる経費

④ 消費税課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者を除く。）の消費税相当額

⑤ その他補助対象経費として認めないもの

3 申請方法等

(1) 申請期間

令和5年10月2日から令和5年12月28日まで【必着】

(2) 提出書類

① 交付申請書 ※町HPダウンロード又は役場産業観光課で入手

② 補助対象経費内訳書 ※町HPダウンロード又は役場産業観光課で入手

③ 領収書等の写し ※電気事業者や燃料販売業者等から入手

④ 町税の完納証明書 ※町税務課、加計支所又は筒賀支所で入手（交付手数料300円）

※ その他申請資格等の確認のため追加書類の提出を求める場合があります。

※ 法人格のない商工業組合等の場合は、規約及び名簿の写しを提出してください。

4 申請受付窓口（郵送・持参） / 問い合わせ窓口

〒731-3810 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1

安芸太田町役場産業観光課 商工係 電話0826-28-1961